

第百八十三回国 参議院法務委員会會議録第三号

平成二十五年四月二十五日(木曜日) 午後零時十分開会

委員の異動

三月二十二日 補欠選任 吉川 沙織君

三月二十五日 補欠選任 佐藤 信秋君

三月二十六日 補欠選任 磯崎 仁彦君

三月二十七日 補欠選任 小川 敏夫君

四月二十四日 補欠選任 青木 一彦君

磯崎 陽輔君

補欠選任 草川 昭三君

理事 前川 清成君

委員 磯崎 仁彦君

委員 岸 宏一君

委員 真山 勇一君

委員 有田 芳生君

委員 江田 五月君

委員 小川 敏夫君

委員 青木 一彦君

委員 山本 一太君

委員 魚住裕一郎君

委員 森 ゆうこ君

井上 哲士君

谷垣 禎一君

後藤 茂之君

盛山 正仁君

田村 公伸君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(草川昭三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。昨日、磯崎陽輔君が委員を辞任され、その補欠として青木一彦君が選任をされました。

○委員長(草川昭三君) 理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(草川昭三君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に磯崎仁彦君を指名いたします。

を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。谷垣法務大臣。

○国務大臣(谷垣禎一君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものでありまして、以下、その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事の員数を三十二人増加しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。これは、民事訴訟事件及び家庭事件の適正かつ迅速な処理を図るため、裁判所書記官を四十八人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、技能労務職員等を八十一人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十三人減少しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(草川昭三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会をいたします。

午後零時十三分散会

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正を求めらるることに関する請願(第六一四号)

第六一四号 平成二十五年四月三日受理

選択的夫婦別姓の導入など民法改正を求めらるることに関する請願

請願者 札幌市 市原登記雄 外二十一名

紹介議員 福島みずほ君

一九九六年に法制審議会が民法改正の答申を出したが、いまだに実現に至っていない。女性の多様な生き方に対して、婚姻による姓の問題、夫婦別姓を認められていないことは女性に不利を強いている。国際社会の一員として日本は様々な国際条約を批准しているが、条約に基づく国内法の整備の遅れについて度々勧告を受けている。国際的にも男女の平等が指摘されている民法の改正を速やかに行うことを求める。

ついでに、次の事項について実現を図らねたい。

一、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

二、婚外子差別を撤廃すること。

三、婚姻年齢の男女差を撤廃すること。

四、女性にだけある再婚禁止期間を廃止すること。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、八五七人」を「一、八八九人」に改める。

第二条中「二万二千五十九人」を「二万二千二十六人」に改める。

附則

この法律は、平成二十五年四月一日又はこの法律の公布の日から遅い日から施行する。